

新監査公表第6号

平成29年度包括外部監査の結果に基づく措置について、新潟市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により以下のとおり公表します。

平成30年7月31日

新潟市監査委員 高井 昭一郎
 同 伊藤 秀夫
 同 渡辺 有子
 同 加藤 大弥

平成29年度包括外部監査
 「市税の賦課徴収に係る財務事務の執行および管理の状況について」

新潟市長が講じた措置

監査結果報告書の頁	担当部署	指摘事項等	措置内容等
全体	税務組織	平成29年度包括外部監査結果 指摘事項 39件 意見 23件	<p>税務組織として、包括外部監査における指摘・意見について、全体的な対応方針を定め、改善に取り組んでまいります。</p> <p>○対応方針1 業務遂行状況の報告など、管理職が確認できるルールづくりを進め、組織的な管理体制を構築していきます。</p> <p>○対応方針2 新規事業者の把握方法の検討、調査手法の見直し、システムデータの活用など、適正課税のための取り組みを進めていきます。</p> <p>○対応方針3 税務組織の連携を強化し、相互支援体制や組織的な研修体制づくりに取り組むとともに、組織の再構築も検討していきます。</p> <p>なお、個別の指摘・意見についての措置内容は以下のとおりです。</p>
28	市民税課 資産税課 納税課	<p>指摘事項 No.1 II 各市税 1 各市税共通の個別検出事項 「新潟市業務手順書」の定期的な見直し</p> <p>市民税課、資産税課及び納税課においては「新潟市業務手順書」に基づいて業務が行われているが、市税に関する「新潟市業務手順書」は平成24年度から見直しが行われておらず、実際に行われている業務手順との不一致や、重要な業務手順の記載漏れが散見される。定期的に見直しを行い、改善していくことが必要である。</p>	<p>平成29年度は、業務手順書より、より実務に則した「事務の手引き」の見直しに着手しました。平成30年度以降は、それを基に「新潟市業務手順書」の改定も含め、引き続き、更新・整備等に取り組んでまいります。 (対応方針1)</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
28	市民税課 資産税課 納税課	<p>指摘事項 No.2 II 各市税 1 各市税共通の個別検出事項 上席者によるレビューの実施</p> <p>市税の更正や決定など、税額の確定といった事項に関しては、管理者による書類のレビュー</p>	<p>スケジュール、進捗状況、最終結果など、業務の全体像が見える化し、適時に上席者に報告を行</p>

		<p>一及び決裁が行われているが、申告書の回収や調査などの重要な業務が、担当者により適切に実施されているか否かについて上席者がコントロールする運用にはなっていない。重要な業務については、担当者は業務の経過を適切に文書化し、それを上席者がレビューする体制を構築することが必要である。また、上席者によるレビューは業務手順に織り込み、ルールとして明確に定めるべきである。</p>	<p>うルールを定めるなど、上席者が当該業務の進捗を把握、コントロールできる体制を構築いたします。 (対応方針1)</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
29	税制課	<p>意見 No.1 II 各市税 1 各市税共通の個別検出事項 過料の取扱い</p> <p>条例に定める過料の実行性を担保するために、具体的にどのような場合に過料を科すのか判断指針を作成することが望ましい。</p>	<p>平成 30 年度は、過料を科す場合の具体的な運用について、他市の事例等を調査・研究いたします。 (対応方針1)</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
38	市民税課	<p>指摘事項 No.3 II 各市税 2 個人市民税 給与支払報告書未提出事業主の把握</p> <p>給与支払報告書の未提出事業所や住所違い等の理由により用紙が返戻されてきた事業所に対しては、担当者が催告や調査を行っているものの、その経過や顛末について上席者がモニタリングを行っていない。個人市民税の課税漏れのリスクを回避するため、上席者は担当者が実施した手続が十分かどうかという観点からモニタリングすべきである。</p>	<p>平成 30 年度中に、給与支払報告書未提出事業所の把握のための催告や調査の実施など、業務の全体像を見える化し、適時に上席者に報告を行うルールを定めるなど、上席者が業務の進捗状況を把握、コントロールできる体制を構築いたします。 (対応方針1)</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
38	市民税課	<p>指摘事項 No.4 II 各市税 2 個人市民税 新規事業所の把握</p> <p>給与支払報告書の総括表の用紙の送付先は、前年度に給与支払報告書の提出実績があった事業所のみであり、新規事業所などは送付対象となっていない。法人市民税の担当部署から新規事業所に関する情報を入手し、当該事業所に対して給与支払報告書の用紙を送付するなどの対応を行うべきである。</p>	<p>平成 30 年 12 月より、法人市民税の担当部署から新規事業所に関する情報を入手し、当該事業所へ給与支払報告書の総括表を送付いたします。 (対応方針2)</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
39	市民税課	<p>指摘事項 No.5 II 各市税 2 個人市民税 住所登録地照会に関する手続の記録</p> <p>新潟市に住民登録は行われていないが、新潟市に生活の本拠を持つ住民に対して、住所登録地を照会し、新潟市で課税する旨の通知を送付しているが、これらの手続の経過が記録として残っておらず、上席者によるレビューも行われていない。 課税を適切に行う観点から、手続の経過を記録し、十分な手続を実施したか否かという観点から上席者がレビューすることをルール化すべきである</p>	<p>住民登録地照会について、平成 30 年度中に手続きの全体の流れを見える化し、適時に上席者に報告を行うルールを定めるなど、上席者が業務の進捗状況を把握、コントロールできる体制を構築いたします。 (対応方針1)</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>

39	市民税課	<p>指摘事項 No.6 Ⅱ 各市税 2 個人市民税 「チェックリスト」の追跡調査のルール の統一</p> <p>「チェックリスト」の追跡調査に関して明確なルールがなく、市民税課の各係によって、追跡調査の結果の記録の残し方や、ダブルチェックの要否などについて様々な運用が行われている。</p> <p>新潟市として業務品質を均質化するため、「チェックリスト」に関して統一したルールを定め、これに従って適切に運用することが必要である。</p>	<p>「チェックリスト」の追跡調査に関して、平成30年度中に作業チームを発足し、ルールの見直しと統一を行うことにより、適切に運用してまいります。</p> <p>(対応方針1)</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
41	市民税課	<p>指摘事項 No.7 Ⅱ 各市税 2 個人市民税 「チェックリスト」の追跡調査の徹底</p> <p>「チェックリスト」の追跡調査の証跡が残されていないものが2件発見された。「チェックリスト」が適切に追跡調査されないと課税誤り等につながるリスクがあるため、「チェックリスト」の追跡調査を徹底することが必要である。</p>	<p>平成30年度中にマニュアルの見直しを行い、追跡調査を徹底してまいります。</p> <p>(対応方針1)</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
42	市民税課	<p>指摘事項 No.8 Ⅱ 各市税 2 個人市民税 「チェックリスト」の保管状況</p> <p>「チェックリスト」について、保管期間を3年と定めているが、一部リストについては破棄していた。定められた保管期間に従って「チェックリスト」を保管するよう、徹底することが必要である。</p>	<p>保管期間を遵守することを再度確認し、定められた保管期間に従った「チェックリスト」の保管を徹底してまいります。</p> <p>(対応方針1)</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
42	市民税課	<p>指摘事項 No.9 Ⅱ 各市税 2 個人市民税 パンチ業者からの納品状況の確認</p> <p>新潟市は、申告書や給与支払報告書等のパンチ入力を外部業者に委託しているが、新潟市のパンチ依頼枚数のカウントはページ数により行われている一方、パンチ業者の納品枚数のカウントは枚数により行われており、入力帳票の両面に記載がある場合には、依頼枚数と納品枚数に差異が発生する。</p> <p>新潟市とパンチ業者で入力帳票のカウント方法が異なると、お互いに不便であるとともに、パンチ漏れなどが発生しても発見できないリスクもある。新潟市とパンチ業者のカウント方法をページ数か枚数のいずれかに統一することが必要である。</p>	<p>平成30年分の申告書から、新潟市とパンチ業者のカウント方法を統一いたします。</p> <p>(対応方針1)</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
43	市民税課	<p>意見 No.2 Ⅱ 各市税 2 個人市民税 パンチ業者によるパンチ入力ミスの集計</p> <p>新潟市では、パンチ業者の入力ミスが発見さ</p>	<p>平成30年分の申告書から、入力ミスの発生件</p>

		<p>れた場合においても、入力ミスの発生件数の集計や発生内容の記録は行われていない。パンチ業者の入力ミスの発生件数や発生内容の記録を行い、パンチ業者の業務品質の向上や今後の入札にあたり活用することが望まれる。</p>	<p>数や発生内容の記録を開始し、パンチ業者の業務品質の向上などに活用してまいります。 (対応方針1) 【検討中】</p>
44	市民税課	<p>意見 No.3 II 各市税 2 個人市民税 課税誤りの発生状況及び対応策の立案 課税誤りを削減するため、どのような原因で課税誤りが発生し、どのように業務を見直せば当該誤りを防止できるかを組織として検討のうえ、今後の税務実務に反映することが望まれる。</p>	<p>平成 29 年 8 月に作業チームを発足させ、課税誤りの発生状況の把握と対応策を立案し、担当者に周知いたしました。今後も継続して実施してまいります。 (対応方針1) 【措置済み】</p>
44	市民税課	<p>指摘事項 No.10 II 各市税 2 個人市民税 未申告者に対する対応状況 担当者は、未申告者の調査の結果及び催告の経過を十分に記録し、これを上席者がレビューすることをルールとして定め、適切に運用することが必要である。</p>	<p>平成 30 年度中に、未申告者の調査結果と催告の事務処理の流れを見える化し、適時に上席者に報告を行うルールを定めるなど、上席者が業務の進捗状況を把握、コントロールできる体制を構築いたします。 (対応方針1) 【検討中】</p>
44	市民税課	<p>意見 No.4 II 各市税 2 個人市民税 未申告者に対する対応状況 効果的な未申告調査を効率的に実施するため、調査の繰越や打切の基準をルールとして定めることが望まれる。</p>	<p>平成 30 年度中に、未申告者の調査の繰越や打切のルールを構築いたします。 (対応方針1) 【検討中】</p>
50	市民税課	<p>指摘事項 No.11 II 各市税 3 法人市民税 新規に課税客体となる可能性がある法人の調査手続 新潟市は新規に課税客体となる可能性がある法人に対して調査を行っているが、調査の経過を上席者がレビューしていない。担当者は調査手続の経過を十分に記録し、それを上席者がレビューすることをルールとして定めるべきである。</p>	<p>平成 30 年度中に、新規に課税客体となる可能性のある法人の調査について、手続の流れを見える化し、適時に上席者に報告を行うルールを定めるなど、上席者が業務の進捗状況を把握、コントロールできる体制を構築いたします。 (対応方針1) 【検討中】</p>
50	市民税課	<p>意見 No.5 II 各市税 3 法人市民税 新規に課税客体となる可能性がある法人の調査手続の文書化 新規に課税客体となる可能性がある法人の調査手続において、担当者は、調査手続の経過</p>	<p>担当者の引継ぎや調査手法の改善に役立てるため、台帳に登録されていない事業所に関して、平</p>

		<p>を、印刷した新規事業所等の開設データ等の余白に記載するという方法によりまとめているが、担当者の引継や調査手法の改善などの観点からは、台帳に登録されていない事業所等を抽出し、調査の状況や顛末をまとめたリストを調査報告書として別途作成することが望まれる。</p> <p>意見 No.6 Ⅱ 各市税 3 法人市民税 新規に課税客体となる可能性がある法人の調査手法</p> <p>新規に課税客体となる可能性がある法人の調査において、理容業、医療業、飲食業の調査に偏っている。多店舗展開を行っているような小売業の申告漏れも摘発できるよう、商業施設への入居テナントや求人情報などをもとにした調査を行うなど、様々な業種が調査対象となるよう調査手法を工夫することが望まれる。</p>	<p>成 30 年度中に、調査の状況や顛末をまとめた調査報告書を作成いたします。 (対応方針 1)</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
51	市民税課	<p>意見 No.6 Ⅱ 各市税 3 法人市民税 新規に課税客体となる可能性がある法人の調査手法</p> <p>新規に課税客体となる可能性がある法人の調査において、理容業、医療業、飲食業の調査に偏っている。多店舗展開を行っているような小売業の申告漏れも摘発できるよう、商業施設への入居テナントや求人情報などをもとにした調査を行うなど、様々な業種が調査対象となるよう調査手法を工夫することが望まれる。</p>	<p>平成 30 年度中に、新規に課税客体となる可能性がある法人の調査において、多店舗展開を行っているような小売業の申告漏れも摘発できるよう、商業団体等への調査等、新たな調査手法を検討いたします。 (対応方針 1、2)</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
56	市民税課	<p>指摘事項 No.12 Ⅱ 各市税 4 事業所税 申告書等の送付及び回収手続</p> <p>新潟市は、前年度に事業所税の申告実績のある納税者などに対して事業所税の申告書様式一式を送付し、納税者による申告を促している。申告書様式の送付及び回収は「申告書等送付先リスト」により管理しているが、申告書未回収先について、どのような手続を実施したのか十分な記載が行われていない。申告書をタイムリーに回収できない事業所については、担当者が実施した手続を「申告書送付先リスト」又はその他の書類に十分に記載し、上席者は新潟市として十分な手続を実施できているかレビューすべきである。</p>	<p>平成 30 年度中に、事業所税申告書の未回収先の調査状況について、事務処理の流れを見える化し、適時に上席者に報告するルールを定めるほか、新規に調査報告書を作成するなど、上席者が業務の進捗状況を把握、コントロールできる体制を構築いたします。 (対応方針 1)</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
56	市民税課	<p>指摘事項 No.13 Ⅱ 各市税 4 事業所税 新規に課税客体となる可能性がある法人・個人の調査</p> <p>新潟市は、新規に事業所税の課税客体となる可能性がある法人・個人の有無を調査するため、固定資産税データより家屋の合計延床面積が800 m²超であるもの、法人市民税データより均等割人数が80 人を超えるものを「事業所税申告対象要確認法人リスト」としてリストアップし、既に事業所税の申告義務者としてシステムに登録されているかどうか、また仮に登録されていないければ、申告義務者として登録する必要があるかどうかという観点から調査を行い、調査の経過や結果を「事業所税申告対象要確認法人リスト」の余白に記載している。</p> <p>しかしながら、調査の経過や結果については、「事業所税申告対象要確認法人リスト」の余白に、担当者がわかる程度の記載しか行</p>	<p>新規に事業所税の課税客体となる可能性がある法人・個人の調査について、平成 30 年度中に、業務の流れを見える化し、適時に上席者に報告を行うルールを定めるなど、上席者が業務の進捗状況を把握、コントロールできる体制を構築いたします。 (対応方針 1)</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>

65	資産評価課	<p>われていない。事業所税の課税漏れを防止するため、担当者は新規に課税客体となる可能性がある法人の調査手続の経過及び結果を十分に記録し、上席者は、十分な手続が実施されているかという観点からレビューするべきである。</p> <p>指摘事項 No.14 Ⅱ 各市税 5 固定資産税・都市計画税 住宅用地特例の適用</p> <p>固定資産税補完システムデータを基に、土地と家屋の地番をマッチングし、土地が住宅用地特例を受けており、家屋の用途が非住宅（店舗、工場、病院等）となっているイレギュラーな組み合わせ（登録されている筆のうち0.35%）からサンプルを抽出し、住宅用地特例の適用状況を検討したところ、住宅用地特例を適用すべきでないと思われる土地に対して住宅用地特例を適用しているものが発見された。</p> <p>課税の公平性の観点から、本包括外部監査で実施したような固定資産税補完システムデータを利用した土地と家屋の組み合わせによる調査手続を実施する必要がある。なお、固定資産税は大量の物件を基に課税する制度であり、現状のシステム登録状況では土地と家屋の紐付けが不完全なことから、システムで機械的に潜在的な課税誤りや登録誤りを発見・是正するような事務手続やチェック体制を早急に整備し、定期的の実施することが必要である。</p>	<p>本市の固定資産税の土地と家屋の賦課業務については、台帳管理するための「固定資産税補完システム」と、現況などを確認するための「地図情報システム」を組み合わせで行っております。今回指摘のありました課題については、両方のシステムデータの不一致などを全般的に把握する仕組みの構築について検討いたします。また合併地域を中心に総合的な図面適正化及び課税台帳整理を計画的に進めてまいります。</p> <p>(対応方針2)</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
67	資産税課 資産評価課	<p>指摘事項 No.15 Ⅱ 各市税 5 固定資産税・都市計画税 マンション（併用住宅）における住宅用地特例</p> <p>併用住宅における住宅用地特例は、住宅部分の割合に応じて住宅用地率が決定され、特例対象となる土地面積が決定されることになるが、住宅用地率を考慮せず、住宅用地特例を適用している併用住宅（マンション）が1件検出された。これに伴い、課税額が約24万円過少となっていた。</p> <p>併用住宅全てに関して住宅用地率の確認を行うことは実務上困難とのことであるため、少なくとも所有者・用途が頻繁に変わる可能性の高いマンション等の集合住宅に関しては、定期的に住宅用地率の確認を行い、適切な課税事務に努めるべきである。</p>	<p>ご指摘のマンション（併用住宅）については、平成30年度の当初課税時までには現在の利用状況を確認の上、住宅用地率を再計算し、適正な特例適用となるよう修正いたしました。</p> <p>併用住宅の他のマンションに対しては、定期的に現地確認を行い、利用状況の適切な把握に努めてまいります。</p> <p>(対応方針2)</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
68	資産税課	<p>指摘事項 No.16 Ⅱ 各市税 5 固定資産税・都市計画税 用途非課税適用除外時における調査の十分性</p> <p>本来、「固定資産税非課税規定適用除外申請書」は、用途非課税の適用を受けている固定資産の所有者が用途非課税の要件を満たさな</p>	<p>用途の変更が見られる場合は、適切に調査を実施し、非課税要件に該当するか十分に確認を行い、非課税に該当しないときは、地方税法に則り遡及</p>

68	資産税課 資産評価課	<p>なくなった時点で適時に提出するものであるが、自発的に「固定資産税非課税規定適用除外申請書」が提出されないケースについては、課税の公平性の観点から、いつから用途非課税の要件を満たしていなかったのか適切に調査を実施し、過年度に遡及して課税すべきである。</p> <p>意見 No.7 Ⅱ 各市税 5 固定資産税・都市計画税 用途非課税適用除外時における調査の十分性</p> <p>用途非課税の固定資産に関しては具体的な用途・目的がわかるように固定資産税補完システムに登録することが望ましい。</p>	<p>して課税します。 (対応方針2)</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p> <p>現在、非課税以外の特記事項については、別途常用文書として管理しており、固定資産税補完システムの備考区分に登録してあります。 今後は、用途非課税についても、常用文書として保管するとともに、システム入力など、運用の見直しを行います。 (対応方針2)</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
70	資産税課 資産評価課	<p>意見 No.8 Ⅱ 各市税 5 固定資産税・都市計画税 用途非課税に関する定期的な用途確認</p> <p>用途非課税の適用を受けている資産に関しては定期的に現地確認を行う等、継続して非課税の要件を満たしていることを確認することが望ましい。</p>	<p>用途非課税の適用を受けている資産については、航空写真を活用した家屋の滅失、増改築等、用途変更の有無を把握し、引き続き非課税要件に適合するかどうかについて、今後は実地調査のほか所有者に確認するなど、適切な調査に努めてまいります。 (対応方針2)</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
70	資産税課 資産評価課	<p>意見 No.9 Ⅱ 各市税 5 固定資産税・都市計画税 用途非課税に関する定期的な用途確認</p> <p>現在、新潟市において未登記の家屋に関しては固定資産税補完システムに登録しておらず、用途非課税対象資産を網羅的に把握できていない状況にあるため、未登記の家屋に関しても固定資産税補完システムに登録し、用途非課税対象資産のリストを整備することが望ましい。</p>	<p>用途非課税の未登記家屋について固定資産税補完システムに登録するためには、床面積等の把握等、実地調査を行う必要があり、多大な事務量を要することから、引き続き税務地図システム上で非課税物件として管理します。 (対応方針1)</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
70	資産税課	<p>指摘事項 No.17 Ⅱ 各市税 5 固定資産税・都市計画税 固定資産税補完システムへの登録</p> <p>課税対象となる土地が固定資産税補完システムに非課税として登録されていた。当該事案は全額減免対象となることから、結果として課税漏れは生じていないが、固定資産税補完システムへの登録は現況に合わせて適切に登録すべきである。</p>	<p>平成30年度に対象物件の精査及び現地調査を行い、平成31年度から、現況に合わせて非課税物件と減免対象物件を区分し、固定資産税補完システムへ適切に登録いたします。 (対応方針2)</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
72	資産税課	<p>意見 No.10 Ⅱ 各市税 5 固定資産税・都市計画税</p>	

		<p>固定資産税（償却資産）の調査 新潟市においては、固定資産税（償却資産）の未申告事業者及び過少申告事業者を捕捉するために税務署調査を実施しているが、税務署調査の調査項目に課税標準が免税点を超える事業者に対する過少申告調査が含まれていない。 ある程度の規模が大きい事業者が意図的に過少申告を行っていたとすれば、その影響額も大きくなると考えられるため、課税標準が免税点を超える事業者に対しても過少申告調査を実施することが望ましい。 過少申告事業者の調査は実地調査によることが最も有用な調査方法と考えられるが、闇雲に実地調査を実施することは効率的ではないため、まずは税務署調査での調査項目に加えることや事業者に対し固定資産台帳の提出を求め、過少申告調査を机上で行うことが有用と考えられる。</p>	<p>償却資産の過少申告調査について、今後の税務署調査から、免税点以上の事業所も調査対象に加え、実施してまいります。 (対応方針2)</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
74	資産税課	<p>意見 No.11 II 各市税 5 固定資産税・都市計画税 固定資産税（償却資産）の申告書未提出事業者への対応 一定期間申告書の提出がない事業者に対しては実地調査を行うなど、課税漏れが生じないような対応が望まれる。</p>	<p>平成 28 年度時点で 3 か年度未申告の個人、法人のうち、その後も未申告となっているものについて、平成 30 年度に実地調査を行います。 (対応方針2)</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
75	資産税課	<p>指摘事項 No.18 II 各市税 5 固定資産税・都市計画税 実地調査の未実施 「償却資産実地調査要領」において、企業区分ごとに調査計画を立てて実地調査を行う旨を規定しているが、新潟市において調査計画は作成されておらず、実地調査は実施されていない。「償却資産実地調査要領」に従い、調査計画を作成し、実地調査を実施すべきである。 なお、調査計画の作成に際しては人的資源に限りがあることから、機械的に調査先を選定するのは効率的ではなく、課税の公平性の観点から実地調査が必要と認められる事業者を調査対象とすることが望まれる。</p>	<p>平成 30 年度に調査計画を策定し、上述した申告書未提出事業者を対象として、固定資産台帳の提出調査の後、実地調査、実地指導を行います。 (対応方針2)</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
76	資産税課	<p>意見 No.12 II 各市税 5 固定資産税・都市計画税 調査に係る体制の整備 現状、償却資産に関して十分な調査事務ができていないことから、業務フローの見直しやシステム対応、配置転換などによる人員の補充により調査事務体制を強化することが課税の公平性を担保することに繋がり、さらに高い費用対効果も期待できる。 償却資産について充実した調査を実施することが可能となる体制を整備することが望まれる。</p>	<p>調査事務体制を強化するために、平成 29 年度に係 5 人体制を 7 人に拡充しました。 平成 30 年度は、先に実施されるシステム最適化を見据え、他都市の状況などを研究し、事務の見直しを実施してまいります。 (対応方針3)</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>

81	市民税課	<p>指摘事項 No.19 Ⅱ 各市税 6 軽自動車税 新所有者からの標識（ナンバープレート）交付確認印の受領漏れ</p> <p>「軽自動車税申告書兼標識交付申請書」に、新所有者の交付確認印が無いものが2件発見された。新潟市は、新所有者からの交付確認をもって標識（ナンバープレート）番号の市民税オンラインシステムへの入力内容と「軽自動車税申告書兼標識交付申請書」の記載に相違が無いことを担保している。標識（ナンバープレート）番号の入力ミスを防止するため、新所有者への確認と、その証跡としての交付確認印の受領を徹底することが必要である。</p>	<p>平成29年12月15日に担当者会議を開催し、軽自動車税申告書兼標識交付申請書の受付事務処理を再度確認し、事務処理漏れが無いよう申請書の確認作業を徹底することといたしました。（対応方針1）</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
81	市民税課	<p>指摘事項 No.20 Ⅱ 各市税 6 軽自動車税 申告書への新潟市担当者印の押印漏れ</p> <p>「軽自動車税申告書兼標識交付申請書」への新潟市受付担当者印の押印漏れが1件発見された。責任の所在を明確にするため、申告書への押印又はサインの実施を徹底することが必要である。</p>	<p>平成29年12月15日に担当者会議を開催し、軽自動車税申告書兼標識交付申請書の受付事務処理を再度確認し、事務処理漏れが無いよう申請書の確認作業を徹底することといたしました。（対応方針1）</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
82	市民税課	<p>意見 No.13 Ⅱ 各市税 6 軽自動車税 賦課期日直前に廃車登録を行った車両の同一納税義務者又は親族による再登録</p> <p>軽自動車税の納税義務を不正に回避する方法として、賦課期日以前に廃車登録を行い、賦課期日以降に交付申請を行うことが想定される。このような場合には、市民税オンラインシステム上、警告が表示されるようシステム対応を行うとともに、交付申請を認めるか否かに関する合理的な理由の基準を明確にすることが望まれる。</p>	<p>軽自動車税の納税義務を不正に回避する事を防ぐため、平成31年度末までにシステム改修を検討するとともに、申請可否の判断基準を定めます。（対応方針1）</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
83	市民税課	<p>指摘事項 No.21 Ⅱ 各市税 6 軽自動車税 納税通知書返戻先に対する対応方針</p> <p>新潟市として軽自動車税の納税通知書の返戻先に対する調査方針が定められていないことから、各センターでの調査の方法が統一されていない。また、調査の経過及び結果の記載が不十分な返戻先が多数ある。新潟市において調査方針が定められていないことから、調査基準の設定を行う必要がある。また、担当者は調査の経過及び結果を十分に記載するとともに、上席者は十分な手続が行われたかという観点からレビューを行い、調査の実効性を高める必要がある。</p>	<p>軽自動車税納税通知書の返戻先に対する調査について、平成30年度中に、事務処理の流れを見えるし、適時に上席者に報告を行うルールを定めるなど、上席者が業務の進捗状況を把握、コントロールできる体制を構築いたします。（対応方針1）</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>

84	市民税課	<p>意見 No.14 Ⅱ 各市税 6 軽自動車税 未申告者に対する調査方針</p> <p>軽自動車税の未申告者の調査方針が定められておらず、未申告者の調査を実施していない。原動機付自動車の販売取扱店との連携を行うなどにより所有者を把握し、システム上、未申告者を捕捉するなど、人員が不足するなかでも効率的に未申告調査を行う方法を検討することが望まれる。</p>	<p>軽自動車税の未申告を防ぐため、平成30年度から、販売業者に協力を依頼するなどして、申告手続の必要性について周知に努めてまいります。 (対応方針2)</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
85	市民税課	<p>意見 No.15 Ⅱ 各市税 6 軽自動車税 農業用車両の登録促進</p> <p>農業用作業車は、未登録のまま使用し、課税漏れとなる可能性があると考えられる。新潟市としても、このようなケースによる課税漏れの可能性を把握しており、毎年開催されている「税理士会との連絡協議会」において、平成24年度より登録の指導を依頼している。今後は、JA等の販売業者との連携により、所有者の把握を行うなどさらなる対応が望まれる。</p>	<p>農業用作業車の課税漏れを防ぐため、平成30年度から、販売業者に協力を依頼するなどして、申告手続の必要性について周知に努めてまいります。 (対応方針2)</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
85	市民税課	<p>指摘事項 No.22 Ⅱ 各市税 6 軽自動車税 同一納税義務者に対する二重減免</p> <p>同一納税者から、新規車両の新規減免申請と旧車両の減免を継続しない旨の申請があり、旧車両の減免を継続しない旨の申請を、誤って旧車両の減免継続申請として処理した結果、新規車両と旧車両について二重の減免を行った事例が発見された。市民税課担当者も市民税課の減免の決裁権者も気付かなかつたものであり、事務処理や決裁をより慎重に行うことが必要である。</p>	<p>平成29年12月15日に担当者会議を開催し、軽自動車税の同一納税義務者に対する二重減免が生じないように、減免事務処理を再度確認し、事務処理について誤りの無いよう申請書のダブルチェックを徹底することといたしました。 (対応方針1)</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
87	市民税課	<p>指摘事項 No.23 Ⅱ 各市税 6 軽自動車税 回収した標識(ナンバープレート)の管理</p> <p>廃車の申告をした場合、標識(ナンバープレート)を市民税課等で回収しているが、新潟市として管理方針が定められておらず、盗難や紛失があっても把握することができない状況である。標識(ナンバープレート)の盗難や紛失を防止するため、新潟市として回収した標識(ナンバープレート)の管理方針を定め、適切に運用する必要がある。</p>	<p>標識(ナンバープレート)の盗難や紛失を防ぐために、平成30年度中に、回収した標識(ナンバープレート)の管理方法を見直し、新たに管理方針を定めます。 (対応方針1)</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
93	市民税課	<p>指摘事項 No.24 Ⅱ 各市税 8 入湯税</p>	

108	納税課	<p>特別徴収義務者の把握に関する調査手続</p> <p>入湯税の担当者は、入湯税の特別徴収義務者の把握に関する調査手続を行っているものの、新潟市として調査方針が定められておらず、調査結果も文書として残っていない。どのような調査手続を実施するかルールとして定めるとともに、調査の経過及び結果を文書としてまとめ、上席者がレビューするという体制を構築することが必要である。</p>	<p>入湯税の特別徴収義務者の把握に関する調査について、平成30年度中に、事務処理の流れを見える化し、適時に上席者に報告を行うルールを定めるなど、上席者が業務の進捗状況を把握、コントロールできる体制を構築いたします。</p> <p>(対応方針1)</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
108	納税課	<p>指摘事項 No.25</p> <p>Ⅲ 収納及び滞納整理事務</p> <p>3 個別検出事項</p> <p>「事務の手引き」の更新</p> <p>「事務の手引き」について、適時に更新が行われていなかった。収納及び滞納整理事務の実施に際して指針としている資料であり、適時に更新を行うことが必要である。</p>	<p>平成29年度に、現状の業務に合わせて「事務の手引き」の見直しを行いました。平成30年度以降についても、引き続き、更新・整備等に取り組んでまいります。</p> <p>(対応方針1)</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
108	納税課	<p>意見 No.16</p> <p>Ⅲ 収納及び滞納整理事務</p> <p>3 個別検出事項</p> <p>滞納整理方針の明確化</p> <p>滞納繰越分の収入率が他の政令市と比較しても低い状況にある中で、収入率を上昇させるための具体的な施策を立案し、実行に移していくことが望まれる。</p>	<p>滞納税額別分布に基づき、効果的な階層の中から優先的に滞納整理方針を定めて取り組むなど、より具体的な方策も加えながら、効率的かつ効果的な滞納整理を実施してまいります。</p> <p>(対応方針2)</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
109	納税課	<p>意見 No.17</p> <p>Ⅲ 収納及び滞納整理事務</p> <p>3 個別検出事項</p> <p>滞納整理事務に係る知識の体系的整理</p> <p>外部研修で得た知識やノウハウは体系的に整理し、納税課内で共有するとともに、必要に応じて「事務の手引き」へも反映させることにより、納税課全体のスキルアップに寄与する体制とすることが望まれる。</p>	<p>外部研修で得た知識やノウハウを納税課内で共有するために研修の充実に努めるとともに、必要に応じて「事務の手引き」の更新・整備に取り組んでまいります。</p> <p>(対応方針3)</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
109	納税課	<p>指摘事項 No.26</p> <p>Ⅲ 収納及び滞納整理事務</p> <p>3 個別検出事項</p> <p>交渉経過記事への記載の網羅性の確保</p> <p>滞納整理事務においては、滞納債権の回収が長期化し、債権の発生から消滅に至るまでに担当者の交代が複数回発生することもある。そのため、「交渉経過記事」は担当者間の円滑な引継という観点から重要な文書であり、滞納者との交渉の経過及び結果はもちろん、交渉過程における重要な意思決定及びその理由を漏れなく正確に記録すべきである。</p>	<p>交渉経過記事への記載の網羅性が確保できるよう、記載必須項目を見直し、担当者間の円滑な引継に努めてまいります。</p> <p>(対応方針1)</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
110	納税課	<p>指摘事項 No.27</p> <p>Ⅲ 収納及び滞納整理事務</p> <p>3 個別検出事項</p> <p>資料の適切な保存</p>	

110	納税課	<p>ある案件の滞納処分停止決議書が、交渉経過記事への綴り誤りと推測される原因により所在不明となっていた。文書の整理を適切に行うべきである。</p> <p>指摘事項 No.28 Ⅲ 収納及び滞納整理事務 3 個別検出事項 分割納付に際しての「納付誓約書」の入手</p> <p>分割納付に際しては、原則として「納付誓約書」を入手する方針としているものの、抽出したほとんどの案件において「納付誓約書」の入手が行われていなかった。分割納付に際しては、原則として「納付誓約書」を入手するという方針を再度明確にして徹底するとともに、少なくとも分割納付不履行が一度発生した滞納者に対し改めて分割納付を認める場合には、納付誓約書の入手を必須とすべきである。</p>	<p>手順書等を再度確認し、文書の整理及び保管を適切に行ってまいります。 (対応方針1)</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p> <p>電話による納付相談が多数なことから、一律に納付誓約書の提出は難しい現状があります。呼び出しにより面会できた滞納者からは納付誓約書の提出を求めるほか、分割納付不履行が発生した滞納者には滞納処分を中心に対処していくよう事務の手引きを改めます。 (対応方針1)</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
111	納税課	<p>指摘事項 No.29 Ⅲ 収納及び滞納整理事務 3 個別検出事項 分割納付額の決定方針</p> <p>例外的に少額での分割納付を認める場合には、最長でも3 か月分の納付書の送付とし、定期的に生活状況等を聴取して滞納額の減額に努めることが必要である。</p>	<p>滞納整理は、滞納者の個々の実情を踏まえた上で実施する必要があると考えています。少額の分割納付については3 か月を原則としつつ、個々の滞納者の状況により判断いたします。 (対応方針1)</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
112	納税課	<p>指摘事項 No.30 Ⅲ 収納及び滞納整理事務 3 個別検出事項 分割納付の履行状況の確認</p> <p>分割納付の不履行が発生した後、長期間に渡り催告その他の滞納整理が行われていない案件が識別された。分割納付の不履行発生時に適時・適切な対応が漏れなく実施される体制を整備することが必要である。</p>	<p>定期的に分割納付の履行状況を確認するとともに、不履行者には適切な催告を実施するほか、滞納処分を視野に財産調査等を進めてまいります。 (対応方針2)</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
113	納税課	<p>意見 No.18 Ⅲ 収納及び滞納整理事務 3 個別検出事項 適時・適切な催告手続の実施</p> <p>滞納発生後、どのような場合に、どのようなタイミングで電話や臨戸による催告を行うかという方針を明確にし、当該方針に基づき各担当者が催告を行う体制を整備することが望ましい。</p>	<p>新たな滞納者には早期の文書催告が有効であり、現年度分滞納者には滞納整理事業計画に基づき文書催告、電話催告を実施しています。長期滞納者や無反応者に対する滞納整理についても、滞納整理事業計画に対応方針を具体的に盛り込み、催告のほか預金差押などにより反応を喚起することといたします。 (対応方針1)</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
114	納税課	<p>意見 No.19 Ⅲ 収納及び滞納整理事務 3 個別検出事項 決算書の入手</p>	

116	納税課	<p>差押のための財産調査を実施する場合には、できるだけ早期に決算書入手し、財産調査を含む滞納処分を効果的・効率的に進めることが望まれる。</p> <p>意見 No.20 Ⅲ 収納及び滞納整理事務 3 個別検出事項 適時・適切な範囲での財産調査手続の実施</p> <p>滞納者が個人であれば、不動産、保険契約、自動車等の財産を保有している可能性があるため、これらの財産についても適時・適切に財産調査を実施し、換価可能な財産の有無を確かめるとともに、必要に応じて差押その他の滞納処分に係る手続を進めることが望ましい。</p>	<p>適正な財産調査を行うとともに、決算書の早期入手に努め、効率的かつ効果的な滞納整理を実施してまいります。 (対応方針1、2)</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p> <p>預金調査だけでなく、給与、保険、不動産等の財産調査についても適切に行い、差押など早期の滞納整理に努めてまいります。 (対応方針1、2)</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
117	納税課	<p>指摘事項 No.31 Ⅲ 収納及び滞納整理事務 3 個別検出事項 滞納発生後の適時の差押の実施</p> <p>財産調査の結果、差押可能な財産が識別された場合には、適時に差押を実行することが必要である。 また、差押を行うか否かの判断に際しての明確な判断指針を定め、各担当者が当該指針に基づき判断できるような体制を整備することが望ましい。</p>	<p>滞納整理は、滞納者の個々の実情を踏まえた上で実施する必要があると考えています。納付不履行については差押を原則としながらも、個々の滞納者の状況と税の公平性を念頭に、適正な滞納整理を実施してまいります。 (対応方針1)</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
118	納税課	<p>指摘事項 No.32 Ⅲ 収納及び滞納整理事務 3 個別検出事項 適時の換価手続の実施</p> <p>差押実施後、適時に公売等の換価手続の要否について検討を行う必要がある。 また、換価手続が実施できない場合（差押財産の換価価値がないことが判明した場合等）には、滞納処分の執行停止の検討、もしくは滞納額削減のための具体的な対応策の策定が別途必要であると考えられる。</p>	<p>換価手続は、納税者などの権利・利益に重大な影響を及ぼすことから、滞納者の個々の実情を踏まえた上で、慎重に行う必要があると考えています。換価価値がないと判断した場合の執行停止も踏まえながら、引き続き、適切な実施に努めてまいります。 (対応方針1)</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
119	納税課	<p>指摘事項 No.33 Ⅲ 収納及び滞納整理事務 3 個別検出事項 執行停止後の現況確認の実施</p> <p>執行停止を行った後、長期に渡り滞納者の状況を把握していない案件が識別された。 執行停止後も、定期的に滞納者の状況を確認し、執行停止の取消が必要ないか検討すべきである。</p>	<p>執行停止後の現況確認については、給与報告書を確認するなど、適切に滞納者の状況の確認に努めてまいります。 (対応方針1)</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
120	納税課	<p>指摘事項 No.34 Ⅲ 収納及び滞納整理事務 3 個別検出事項 「滞納処分執行停止チェック票」の利用</p> <p>執行停止の判断は慎重に行われるべきであ</p>	<p>平成27年度以降は、全ての案件で決議書には滞</p>

		り、執行停止の判断に際しては「滞納処分停止チェック票」の利用を徹底すべきである。	納処分執行停止チェック票を添付し統一的な業務を行っていることから、引き続き利用を徹底してまいります。 また、担当者で保管していたチェック票についても、今後は決議書と一括保管といたします。 (対応方針1)	【方針決定】
121	納税課	<p>指摘事項 No.35</p> <p>Ⅲ 収納及び滞納整理事務</p> <p>3 個別検出事項</p> <p>時効成立による不納欠損処理の抑制</p> <p>消滅時効成立による不納欠損処分が行われる過程で、必要十分な対応が行われていないと判断される案件が識別された。消滅時効による不納欠損処理の発生を極力抑制するために、適時・適切に督促や差押といった滞納整理を実施できる体制を整備することが必要と考えられる。</p>	<p>時効成立による不納欠損を抑制するために、納付状況に基づき未納者を早期に補足し、電話及び文書による催告等に取り組み、早期の自主納付が見込めない者については差押に移行するなど、適切な滞納整理実施体制の整備に努めてまいります。 (対応方針1)</p>	【方針決定】
123	納税課	<p>指摘事項 No.36</p> <p>Ⅲ 収納及び滞納整理事務</p> <p>3 個別検出事項</p> <p>延滞金減免申請に係る事務処理漏れの防止</p> <p>担当者のミスにより、延滞金減免申請について、申請者への承認・不承認結果の連絡、「延滞金減免承認（不承認）決定通知書」の送付が適時に行われていなかった。担当者のミスによる連絡漏れや手続の処理漏れを防止するために、チェックリストを作成・利用するといった対応を行うことが必要と考えられる。</p>	<p>延滞金減免申請の事務処理漏れについて、指摘事項判明後、ダブルチェックを行うなど業務改善を行いました。業務手順書等に基づいて、処理漏れ防止に努めてまいります。 (対応方針1)</p>	【措置済み】
124	納税課	<p>意見 No.21</p> <p>Ⅲ 収納及び滞納整理事務</p> <p>3 個別検出事項</p> <p>徴収職員数の増員</p> <p>他の政令指定都市と比較して、徴収業務に直接あたる職員数が少ない状況である。滞納案件ごとに担当者が割ける時間数を一定程度確保するためには、配置転換などの方法により、徴収職員数の増員を行うことが望ましいと考えられる。</p>	<p>徴収職員数については、単に増員を行うのではなく、税組織全体の中で業務支援による対応なども合わせ、検討してまいります。 (対応方針3)</p>	【方針決定】
128	ICT 政策課	<p>指摘事項 No.37</p> <p>Ⅳ 税務システム</p> <p>2 個別検出事項</p> <p>情報システム管理手順の整備</p> <p>情報システムの運用保守に関するルールが定められていない。試行版として「新潟市ICT業務実施にかかる運用保守基準書」は作成されているため、正式なルールとして定める必要がある。</p>	<p>試行版としている「新潟市 ICT 業務実施にかかる運用保守基準書」について修正を加え、平成30年度末までに正式版といたします。 (対応方針1)</p>	【検討中】
128	資産評価課 ICT 政策課	<p>意見 No.22</p> <p>Ⅳ 税務システム</p> <p>2 個別検出事項</p> <p>個人情報の管理</p> <p>特定個人情報を取扱っていない場合であっても、住民等の個人情報を取扱っているシステム</p>	<p>基幹系端末は特定個人情報(マイナンバー)を取り扱うための端末であることから、特定個人情報</p>	

128	税制課 ICT 政 策課	<p>ムについては基幹系端末での運用が望まれる。</p> <p>指摘事項 No.38 IV 税務システム 2 個別検出事項 個人情報の管理</p> <p>情報系端末について、USB の利用ができないよう制限を行うことが望まれる。また、業務上USB の利用が必要な場合は、指紋認証やパスワード設定などのセキュリティ対策が行われているUSB のみ利用可能とする設定が必要である。</p>	<p>ではない個人情報については、引き続き情報系端末での運用といたします。</p> <p>なお、情報系端末はインターネット系から分離されており、システムは登録した職員が自己業務に限定した操作しかできない仕様となっていることから、セキュリティは十分に担保されていると考えています。 (対応方針1)</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p> <p>情報系の税務システム利用端末における USB 利用について、平成 30 年度に、現状のシステム業務の運用を整理したうえで、平成 31 年度より、指紋認証やパスワード設定などのセキュリティ対策が行われている USB のみ利用とする運用を順次開始してまいります。 (対応方針1)</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
129	税制課 ICT 政 策課	<p>指摘事項 No.39 IV 税務システム 2 個別検出事項 情報システム最適化計画のプロジェクト管理</p> <p>「新潟市情報システム最適化計画」の市税業務に関するシステムの再構築についてプロジェクト計画書が作成されていない。プロジェクトのゴールやスケジュール、プロジェクト体制図等をプロジェクト計画書としてとりまとめる必要がある。</p>	<p>「新潟市情報システム最適化計画」の実施に合わせ、市税業務に関するシステムの再構築（刷新）方針の検討を進めてまいります。</p> <p>プロジェクトとして具体的な実行段階に至った際には、プロジェクト計画書を作成し、適切な進捗管理に基づいた事業実施を行うことといたします。 (対応方針3)</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
129	税制課 ICT 政 策課	<p>意見 No.23 IV 税務システム 2 個別検出事項 情報システム最適化計画のプロジェクト管理</p> <p>「新潟市情報システム最適化計画」に則り市税システムの再構築を検討し、継続的に市税業務効率化を推進するため、税務部門におけるシステム最適化を統括する部署等の設定が望まれる。</p>	<p>プロジェクトの実行段階において、税務部門におけるシステム最適化を統括する部署の設定について検討いたします。 (対応方針3)</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>

※措置欄に記載の【措置済み】，【方針決定】及び【検討中】について

【措置済み】は、外部監査人の指摘や意見について、必要な措置が実施されたこと、

【方針決定】は、外部監査人の指摘や意見について、措置方針が決定していること、

【検討中】は、外部監査人の指摘や意見について、改善措置が完了していない、改善措置方針が検討中であることを示しているもので、監査委員事務局において追記したものです。

なお、【検討中】のものについては、要綱に基づき、来年度以降も継続して確認を行い、検討の結果を公表する予定となっています。また、今後の定期監査等において状況確認を行います。